

奥多摩町下水道事業経営戦略

団体名：東京都奥多摩町

事業名：特定環境保全公共下水道事業

策定日：令和3年3月

計画期間：令和3年度～令和12年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	■小河内処理区 供用開始年度：1998年(平成10年) 供用開始後年数：22年 ■奥多摩処理区 供用開始年度：2009年(平成21年) 供用開始後年数：11年 ※2019年度(令和元年度)末時点	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (2024年度(令和6年度)から一部適用予定)
処理区域内人口密度	23.1人/ha ※2019年度(令和元年度)末時点	流域下水道等への 接続の有無	有(多摩川流域下水道)
処理区数	2処理区(小河内処理区・奥多摩処理区)		
処理場数	1処理場(小河内浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化：定期的に実施される近隣団体との「広域化・共同化検討会」において、東京都と市町村が連携し、災害時の広域的な受援体制の構築やブッシュ型支援(多摩ルール強化)による危機管理体制の強化、管路施設の維持管理における業務の共同化など広域化・共同化等を推進するため様々な意見交換を行っている。 最適化：小河内から東部を多摩川流域下水道に接続している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

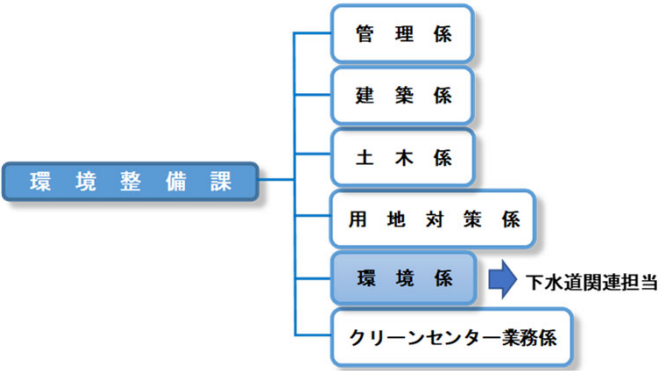
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金と従量料金から構成され、使用料の計算は「基本使用料(8㎡以下)＋従量料金(9㎡以上)×消費税相当額」とし算出している。都営以外に地域水道を使用している家庭には、世帯人員1人当たり7㎡を排出量に加算している。						
	種類	基本料金		従量料金(1㎡につき)			
		排出量(㎡)	料金(円)	排出量(㎡)	料金(円)		
	一般	8以下	560	9～20	110		
				21～30	140		
				31～50	170		
				51～100	200		
				101～200	230		
				201～500	270		
				501～1000	310		
				1001以上	345		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用						
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,030	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,601	円
	平成30年度	2,030	円		平成30年度	2,636	円
	令和元年度	2,068	円		令和元年度	2,577	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職 員 数</p>	<p>環境整備課環境係は組織改正に伴い、地域整備課下水道係と住民課生活環境係が統合し、令和元年度より新たな係として、下水道関係、簡易給水関係、廃棄物関係及び環境保全関係の4つの分野を担当している。2020年(令和2年)7月時点で4名が在籍しており、以下の体制となっている。</p>
<p>事業運営組織</p>	

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>施設の維持管理、点検、水質分析等の業務を民間委託している((2019年度(令和元年度)参考)。</p> <table border="1" data-bbox="774 873 1348 1209"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>処理区</th> <th>業務委託内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">特定環境保全 公共下水道</td> <td rowspan="10">小河内</td> <td>共通</td> <td>水質検査共同実施委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター消防用設備保守点検業務委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター及び管渠施設維持管理業務委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター汚泥収集運搬処理業務委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター水質分析委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター汚泥分析委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター電気・機械設備点検整備委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター場内草刈作業委託</td> </tr> <tr> <td>小河内浄化センター水質分析委託(大腸菌調査)</td> </tr> <tr> <td>奥多摩</td> <td>奥多摩処理区下水輸送管渠施設維持管理業務委託</td> </tr> <tr> <td>公共下水道使用料徴収経費委託</td> </tr> </tbody> </table>	事業	処理区	業務委託内容	特定環境保全 公共下水道	小河内	共通	水質検査共同実施委託	小河内浄化センター消防用設備保守点検業務委託	小河内浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託	小河内浄化センター及び管渠施設維持管理業務委託	小河内浄化センター汚泥収集運搬処理業務委託	小河内浄化センター水質分析委託	小河内浄化センター汚泥分析委託	小河内浄化センター電気・機械設備点検整備委託	小河内浄化センター場内草刈作業委託	小河内浄化センター水質分析委託(大腸菌調査)	奥多摩	奥多摩処理区下水輸送管渠施設維持管理業務委託	公共下水道使用料徴収経費委託
事業	処理区	業務委託内容																			
特定環境保全 公共下水道	小河内	共通	水質検査共同実施委託																		
		小河内浄化センター消防用設備保守点検業務委託																			
		小河内浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託																			
		小河内浄化センター及び管渠施設維持管理業務委託																			
		小河内浄化センター汚泥収集運搬処理業務委託																			
		小河内浄化センター水質分析委託																			
		小河内浄化センター汚泥分析委託																			
		小河内浄化センター電気・機械設備点検整備委託																			
		小河内浄化センター場内草刈作業委託																			
		小河内浄化センター水質分析委託(大腸菌調査)																			
奥多摩	奥多摩処理区下水輸送管渠施設維持管理業務委託																				
公共下水道使用料徴収経費委託																					
<p>資産活用の状況</p>	<p>イ 指定管理者制度</p> <p>ウ PPP・PFI</p> <p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p> <p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	<p>2020年度(令和2年度)現在、「公の施設」の管理委託等を行う指定管理者制度の導入は実施していない。 今後、指定管理者制度の有用性を考慮し、活用方法を検討していくことが望ましい。</p> <p>2020年度(令和2年度)現在、PPP・PFIを活用した事業は実施していない。 今後、効率的かつ効果的で質の高い公共サービスを提供するため、多様なPPP/PFI事業の導入の活用方法を検討していくことが望ましい。</p> <p>小河内浄化センターの汚水処理過程で発生する汚泥の有効利用を検討するなど、エネルギーの有効利用の推進に努めている。世界的な資源・エネルギー需要の逼迫が懸念され、循環型社会への転換、低炭素社会への構築が求められており、今後も資源の利活用について引き続き検討していく必要がある。また、循環型社会を支える基盤施設のひとつとして下水処理場のエネルギー自立や地球温暖化防止の観点から、省エネルギー機器の導入や省エネルギー化の促進にも努めている。</p> <p>本町は、東京都の10分の1に当たる225.53km²の広大な面積を有しているが、その多くが山林であることから土地・管理施設における高度利用は実施していない。</p>																			

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

2018年度(平成30年度)経営比較分析表を別添2-3に示し、課題を以下に整理する。
 本町は、是正が困難な事業特性(供用開始年・処理区域内人口密度・地形的条件)があり、今後の課題解決への検討においても、効率的な事業運営を追求しながら、是正できる課題と是正が困難なものを切り分けて検討を行っていく必要がある。

■事業特性

- ・供用開始年が比較的新しく近隣団体と比べて地方債残高が高い水準にある。
- ・処理区域内人口密度が低く投資に対する効果が得にくい。
- ・山間部に位置する地形的条件により効率的な管路布設ができず設備投資額が大きくなる傾向にある。

■事業の概要

- ・引き続き未普及区域解消のため、事業計画をより効率的に推進する必要がある。

■施設の効率性

- ・単独処理施設である小河内浄化センターは施設稼働に余裕がある状況であり、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費や更新費用の増加も見込まれることから、適正な施設規模の見直しを検討し効率的な施設運営に努める必要がある。

■経営の効率性

- ・地形的条件のため、設備投資額が大きくなり、汚水資本費が高くなることから、汚水処理原価を使用料収入で賄うことができていない状況である。その結果、経費回収率が類型団体平均値より低い結果となっている。

■財務状況の健全性

- ・償還金は減少傾向にあるが、財源の一部を一般会計繰入金より賄っている状況である。今後、適正な使用料収入の検討と効率的な施設運営によって財源状況の改善を図る必要がある。

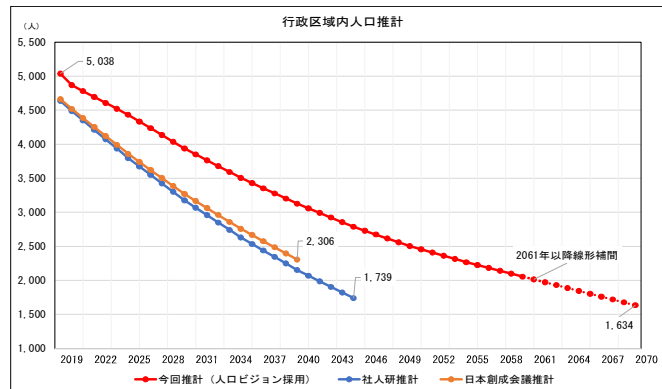
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

■行政区域内人口の予測

本経営戦略においては、人口ビジョンの推計値を採用する。

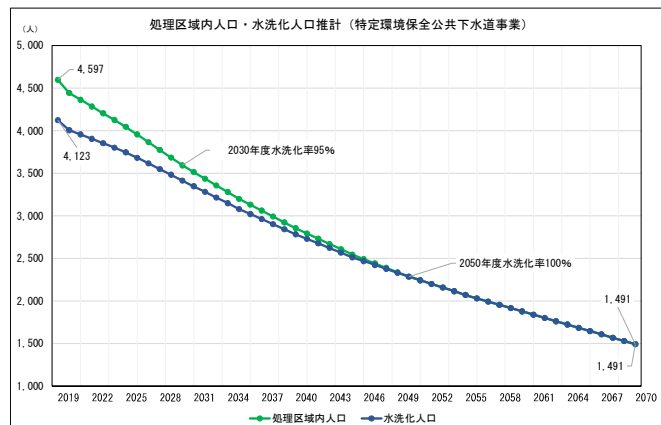
推計の結果、2019年度(令和元年度)に5,038人である行政区域内人口は、2070年度(令和52年度)には1,634人となり、68%減少する見込みである。



■処理区域内人口・水洗化人口の見通し

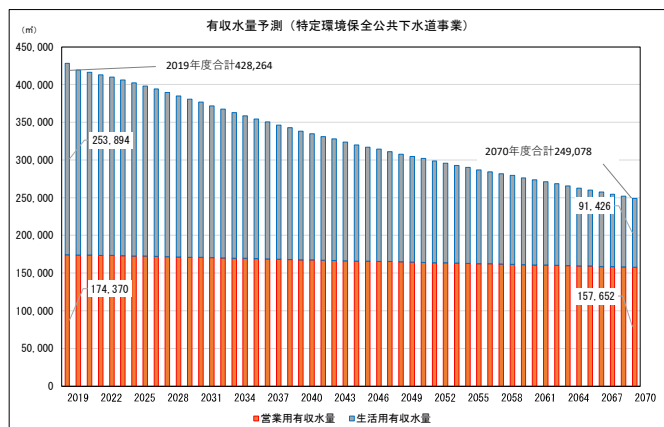
2019年度(令和元年度)時点の実績値(処理区域内人口:4,597人、水洗化人口4,123人)を使用し、将来の行政区域内人口の増減を考慮して推計する。面的な整備が概成しているため、処理区域内人口の増加は考慮しないものとし、下水道普及率は2019年度(令和元年度)の91.2%で一定とする。また、水洗化率は2019年度(令和元年度)の89.7%から、2030年度(令和12年度)に95%、2050年度(令和32年度)に100%となることを目標とする。

推計の結果、2070年度(令和52年度)に処理区域内人口及び水洗化人口は1,491人となる。



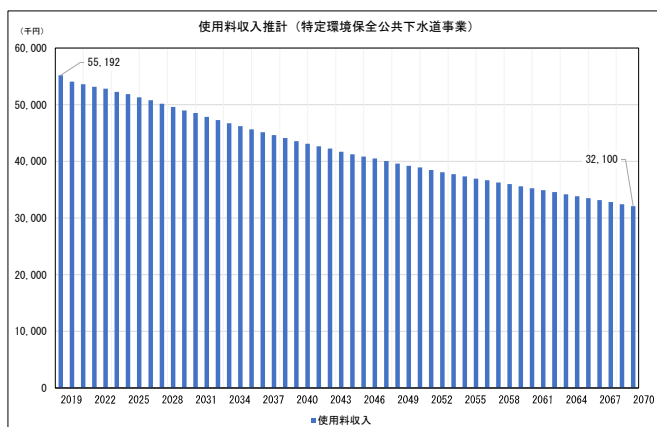
(2) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口に一人当たりの使用水量(有収水量原単位)を乗じた「生活用」と、病院、学校、飲食店など大口使用者の「営業用」の水量を推計したものを合計し算出する。
推計の結果、水洗化人口の減少に伴い有収水量は減少し、2019年度(令和元年度)の428,264㎡から2070年度(令和52年度)には249,078㎡となり42%減少する。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量に使用料単価(1㎡当たりの使用料収入)を乗じて算出する。使用料単価は2019年度(令和元年度)実績を基に128.9円/㎡(税込)として設定した。
推計の結果、人口の減少に伴う有収水量の減少と比例して減少し、計画最終年度である2070年度(令和52年度)には32,100千円となる。



(4) 施設の見通し

■管路施設の整備状況

管路施設の整備は、1994年度(平成6年度)から実施しており、2015年度(平成27年度)に計画区域の面整備を完了している。既設管路施設は2020年度(令和2年度)時点で最大26年が経過しているものの、管渠の標準耐用年数は50年と長いので、現在までに改築、老朽化対策及び点検・調査等は実施していない。

■施設の整備状況

小河内浄化センター(小河内処理区:小河内浄化センター)は、1998年度(平成10年度)に供用を開始している。2020年度(令和2年度)時点で供用開始から22年が経過しており、一部の設備は標準耐用年数を超過しているものの、点検・調査を実施する等、適切な維持管理により機能を維持している。

■施設更新の見通し

管路施設(管渠及びマンホール蓋)及び処理場・マンホールポンプ施設について、2020年度(令和2年度)に「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、リスク評価に基づく長期的な改築事業のシナリオ、15年で町内の全管路施設を一巡する構成とした点検・調査計画に基づく改築計画等の検討を実施している。

管路施設(管渠・蓋)	2021年度(令和3年度)から15年間は点検調査計画に基づく改築費用、2036年度(令和18年度)以降は最適な改築シナリオを採用
施設(処理場・MP)	2021年度(令和3年度)から15年間は更新計画概算費用、2036年度(令和18年度)以降は最適な改築シナリオを採用

(5) 組織の見通し

2020年度(令和2年度)現在、2名で特定環境保全公共下水道事業及び特定地域生活排水処理事業(浄化槽整備事業)の下水道関連業務を担当している。今後、ストックマネジメント計画に基づく施設の更新、点検・調査計画に基づく保守、及び修繕業務の増加が予想されるため、一定の職員数の確保が必須となる。現状の職員数を確保しながら、民間委託の活用等により業務の効率化を図り、円滑な業務遂行に努める。

3. 経営の基本方針

2015年度(平成27年度)に「第5期奥多摩町長期総合計画」を策定し、同計画で掲げる将来像「人 森 清流 おくたま魅力発信！ ～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しの町 奥多摩～」の実現のため、町民が生涯を健康で安心して暮らせる町づくりを推進している。それを踏まえ、本町の下水道事業においては、町の将来像の実現に向けて下水道事業の施策を着実に推進するため「将来にわたり良好な水環境を提供し、安心して安全な癒しの町をめざす」を基本理念とし、基本方針を、「経営基盤の安定化」、「事業運営の効率化」、「公共用水域の水質保全」、「町民の生活環境の改善」の4つに定め、健全な事業運営に努める。



前段で抽出した課題の解決を図り、将来にわたり持続可能な下水道事業を構築するため、以下の目標を掲げる。



4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 - ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	下水道事業が短期及び中長期の視点で健全な経営を継続していくために、管路及び施設の適切で計画的な更新・維持管理が必要である。2020年度(令和2年度)に策定した「下水道ストックマネジメント計画」の改築計画を踏襲し、適切な投資を行う。

<p>■ 管路施設 管路施設については、2021年度(令和3年度)から2035年度(令和17年度)の15年間の点検・調査計画に基づく改築計画を策定している。リスク評価に基づく長期的な改築シナリオと比較すると、点検・調査計画に基づく改築計画がより実態に近いものとし、2021年度(令和3年度)から15年間は点検・調査計画に基づく改築計画を採用する。2036年度(令和18年度)以降は最適なシナリオを採用する。</p> <p>■ 施設 2021年度(令和3年度)から2035年度(令和17年度)の15年間の既存計画を考慮した改築計画を策定していることから、15年間は既存計画を考慮した改築計画を採用し、2036年度(令和18年度)以降は最適なシナリオを採用する。なお、本経営戦略では2020年度(令和2年度)実績見込みである「樹設置工事」の6,000千円を2021年度(令和3年度)以降も継続的に発生するものとし、また、2024年度(令和6年度)に予定している「一付線管渠整備工事」の35,000千円を新たに見込むこととする。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	・独立採算制を前提として、必要経費については可能な限り料金収入で賄う。 ・住民に過度の負担を強いることのない計画とする。
---	---	---

今後の公共下水道事業においては、水需要の減少に伴う使用料収入の減少や更新費用の増加等により、経営を取り巻く環境は厳しさを増し、財政への悪影響が懸念される。

短期及び中長期の視点で健全な経営を継続していくためには、適切な投資・財政計画の基で事業を行っていく必要があり、財政シミュレーションにより、収益的収支及び資本的収支について将来を見通し、財政的な健全性を確保できるか検討する。

■基本条件

- ・財政シミュレーションは、計画期間中(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))において前項で設定した投資計画に対する財源として、料金収入、地方債、一般会計からの繰入れの水準を検討する。必要に応じて料金改定も視野に入れた検討を行う。
- ・料金改定を実施する場合は改定後、最低5年間(改定年度含む)は改定しないとする(「下水道使用料算定の基本的考え方」(2016年度版(平成29年)3月公益社団法人日本下水道協会)では、『使用料算定期間は一般的に3年から5年程度に設定することが適当である』とされている)。
- ・料金改定を実施する場合は2022年度(令和4年度)以降とする。

■財源について

- ・下水道使用料は、有収水量に使用料単価を乗じて算定する。使用料単価の基準は2019年度(令和元年度)決算実績の128.87円/㎡とし、料金改定を行う場合は使用料単価に改定率を乗じて算定する。
- ・他会計繰入金は、基準内繰入金は「高度処理費」、「分流式下水道に要する経費」、「流域下水道に要する経費」を各項目ごとに算定する。基準外繰入金は検討ケースに応じて個別に検討する。
- ・他会計補助金は、基準内繰入金は「流域下水道に要する経費」を算定する。基準外繰入金は検討ケースに応じて個別に検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■収益的収支

- ・その他営業収益は、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)の平均値を一定とする。
- ・その他営業外収益は、丹波山村負担金として小河内処理区維持管理費の1割を計上する。
- ・職員給与費は、人員の増減がないと想定し最新実績値に賃金上昇率を乗じて算定する。
- ・その他営業費用は、主に「委託料」、「需要費」であるため性質に応じて最新実績及び直近3年間(平成29年度から令和元年度)の実績に物価上昇率を乗じて算定する。将来予定している「委託料」については予定額を計上する。
- ・支払利息(既存分)は、地方債償還予定に基づき計上する。
- ・支払利息(新規分)は、地方債起債額(新規分)に基づき算定する。新規で起債する地方債の償還方法は、元利均等、償還年数30年(据置期間5年)とし、年利率は近年の財務省財政融資資金の貸付金利実績より0.55%(2015年度(平成27年度)から2020年度(令和2年度)平均値)とする。

■資本的収支

- ・地方債は、建設改良費に対する財源として、検討ケースごとに起債額を検討する。
- ・他会計補助金は、基準内繰入金は「流域下水道に要する経費」を算定する。基準外繰入金は検討ケースに応じて個別に検討する。
- ・建設改良費は、ストックマネジメント計画で選定した最適シナリオ・点検調査計画に基づく改築(管路施設)・更新計画概算費用(処理場・マンホールポンプ)を踏襲する。
- ・地方債償還元金(既存分)は、償還予定に基づき計上する。
- ・地方債償還元金(新規分)は、地方債(新規分)起債額に基づき算定する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	定期的実施される近隣団体(東京都多摩地区に属する団体(新島村含む))との「広域化・共同化検討会」において、東京都と市町村が連携し、災害時の広域的な受援体制の構築やプッシュ型支援(多摩ルール強化)による危機管理体制の強化、管路施設の維持管理における業務の共同化など、広域化・共同化等を推進するため様々な意見交換を行っている。 今後も、引き続き下水道事業の効率的な運営に向けた課題を近隣団体と共有し、広域化・共同化・最適化の推進に努め、より効率的な事業運営の可能性について検討する。
投資の平準化に関する事項	2020年度(令和2年度)に策定したストックマネジメント計画で検討した点検・調査計画を実施することで膨大な下水道施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら計画的かつ効率的な改築更新を目指す。 また、小河内浄化センターの施設利用率が20%以下であるため、将来の需要減少を見据え現状に見合った施設規模へのダウンサイジングを検討する。 今後は、定期的に計画の見直しを実施し、計画との乖離が生じた場合には、最新の状況を基に再度投資の平準化について検討を実施する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で投資に係る民間活力の活用はしていないものの、改築や更新に要する費用は増加が見込まれることから、今後は、最新知見や他自治体の事例等の情報を収集するとともに、設計・施工一括発注方式等、民間との新たな契約形態について検討し、より効率的な事業運営の可能性について検討する。
その他の取組	未普及地域の解消及び水洗化率向上と併せて維持管理費の削減等の経営努力を継続する。また、処理場の機器更新時に省エネルギータイプの機器導入を検討し、電力等のエネルギー消費量の削減に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	2024年度(令和6年度)に予定している公営企業会計への移行に伴い、減価償却費等を明らかにし、より詳細に経営の実態を把握する。その時点で再度将来の財政シミュレーションを実施し、料金見直しの必要性の有無を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で資産活用による収入増加を見込んでいるものはない。今後は未利用の土地の活用等、収入増加の可能性について検討する。また、同規模自治体等での実施事例等にも注視し、採算性のある資産活用方法を検討する。
その他の取組	将来の定住人口増加を促進するため、若者世代への定住支援等を積極的に行い、人口減少に伴う様々な課題に対し解決に向けた取組みを実施している。 また、未普及地区の解消、水洗化率の向上を推進し、自己財源の確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	小河内浄化センター及び町内の全マンホールポンプの維持管理等の業務を複数年契約で民間委託し、効率的な管理と経費削減に努めている。今後は更なる効率的な事業運営のため管路施設を含めた包括的民間委託を検討する。 「包括的民間委託業務川については、全国で管路施設38件、処理施設531施設に導入され(2020年度(令和2年度)4月時点(国土交通省調査による))近年増加傾向にあることから、本町においても、多方向から委託によるメリット・デメリットを検証し管路・処理場・ポンプ施設の適正かつ効率的な管理運営に努める。
職員給与費に関する事項	2020年度(令和2年度)現在、2名で下水道関連業務を担当している。今後、本年度策定したストックマネジメント計画に基づく点検・調査及び修繕等維持管理業務の増加、施設の改築更新の本格化による事業量の増加が予想されるため、一定の職員数の確保が必須となる。現状の職員数を確保しながら、民間委託の活用等により業務の効率化を図り、円滑な業務遂行に努める。
動力費に関する事項	引き続き、省エネルギー機器の導入や省エネルギー化の促進に努める。
薬品費に関する事項	複数業者からの積算を実施する等、包括的民間委託の検討も含めて更なる経費削減に努める。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画で策定した計画的な点検・調査を基に修繕を実施することで、単年度に突出的な費用が生じないように努める。
委託費に関する事項	これまでも施設の維持管理、点検、水質分析等の業務を複数年契約で民間委託し効率的な管理と経費削減に努めている。今後は包括的民間委託の検討を行い、更なる効率化や合理化による経費削減を検討し、下水道事業サービスの質の向上に努める。
その他の取組	2024年度(令和6年度)に公営企業会計への移行を予定しており、事業の経営状況や財政状況をより明確にし、経営基盤の強化及び効率的な事業運営に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	2024年度(令和6年度)に予定している公営企業会計への移行後、減価償却費等が明らかになり、より詳細に経営実態の把握が可能となる。その時点で再度本経営戦略の見直しを実施する。 また、本経営戦略で把握できていない観光人口を考慮した水量予測や、一定の仮定を置いて推計した営業用水量、将来値設定条件に関する繰入金算出根拠等の詳細項目については、今後情報の蓄積に努め、より精度の高いものとする。 今後は、ストックマネジメント計画の見直しに伴い事業費に変動が生じるため、投資財政計画の修正が見込まれ、ストックマネジメント計画を反映した計画に適宜見直す必要がある。 見直しに当たっては、計画と実績の乖離及びその原因を分析するとともにPDCAサイクル(計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→見直し(Action))を活用し事業全体の方針について検討する。
---------------------	--

経営比較分析表（平成30年度決算）

別添2-3

東京都 奥多摩町

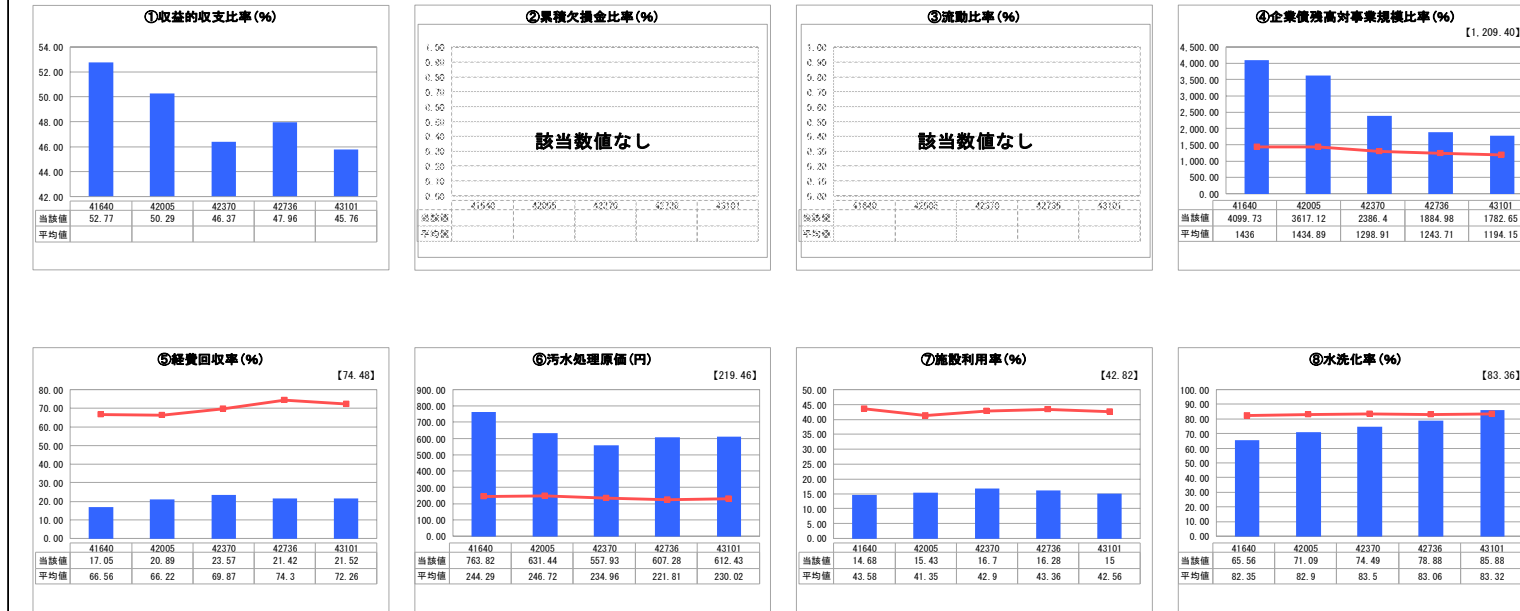
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり定額料金(円)
-	該当数値なし	91.33	88.94	2,030

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,179	225.53	22.96
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,696	1.99	2,359.80

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率をみると50%を下回っているが、企業債の償還額があり、しばらく経営状況の改善は見込めない。また、接続率向上による料金収入は増加しているが、維持管理費も増大しているため、今後も一般会計繰入金に頼らざるを得ない。

④企業債残高対事業規模比率については、平成27年度末で下水道整備工事が完了し、平成28年度以降は新たな企業債の借入れを行っていないため継続的に減少していく。

⑤経費回収率については、接続率向上による料金収入が増加しているが、汚水処理経費の割合が大きく、現状の20%程度から殆ど変化なく続くことが予想される。

⑥汚水処理原価は、当町の地理的要因が影響し高い傾向にある。当町の下水道管理は全面供用開始して間もないことから、接続率向上に伴い有収水量が増え、人口の減少と併せて推移をみていく必要がある。

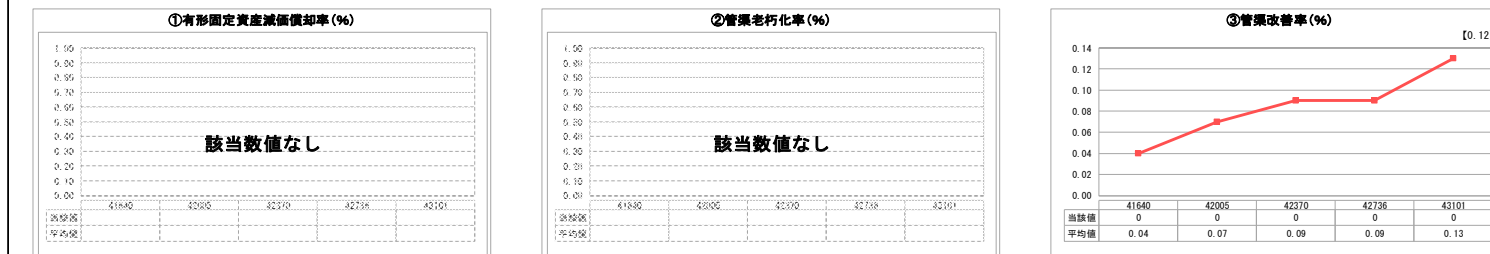
⑦施設利用率については、2処理区のうち1処理区は単独処理区である。この施設については、当初計画人口として見込んでいた定住人口・観光人口等が減少してきたことにより、現有施設の処理能力に対し余裕があるため、施設の運用方法を工夫し、延命化・効率化を図っていく必要がある。

⑧水洗化率については、平成18年度より下水道管理を順次供用開始し、平成27年度最終供用開始以降は右肩上がりで上昇していく。今後、未接続帯に対しての適切なアプローチと問題点を整理し、更なる向上を図る。

2. 老朽化の状況について

該当なし。

2. 老朽化の状況



全体総括

当町は地理的な要因等により、維持管理にかかる費用が大きいため、下水道使用料金収入だけでは賅えず、一般会計繰入金に依存せざるを得ない。また、企業債の償還金が令和2年度でピークとなり、経営状況としては依然として厳しい状態が続く。また、人口の著しい減少に伴う料金収入の減少が想定されるが、水洗化率の向上と効率的な維持管理経費の縮減を行うことで、今後の下水道事業の健全化に努めていくことが重要である。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度	前年度	本年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
区 分		(決 算)	(決 算)	2020 (令和2)	(令和3) 年度	(令和4) 年度	(令和5) 年度	(令和6) 年度	(令和7) 年度	(令和8) 年度	(令和9) 年度	(令和10) 年度	(令和11) 年度	(令和12) 年度
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	230,235	216,427	325,182	324,515	310,653	292,031	277,186	255,382	223,843	205,438	211,352	201,729	205,724
	(1) 営 業 収 益 (B)	58,322	55,247	54,134	53,706	53,272	52,914	52,382	51,927	51,378	50,900	50,257	49,684	49,091
	ア 料 金 収 入	58,282	55,192	54,065	53,637	53,203	52,845	52,313	51,858	51,309	50,831	50,188	49,615	49,022
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	40	55	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
	(2) 営 業 外 収 益	171,913	161,180	271,048	270,808	257,381	239,117	224,804	203,456	172,464	154,538	161,095	152,045	156,632
	ア 他 会 計 繰 入 金	162,195	151,244	260,199	255,271	242,317	224,008	210,750	189,504	159,517	141,170	149,152	140,101	144,689
	イ そ の 他	9,718	9,936	10,849	15,537	15,064	15,109	14,054	13,951	12,947	13,368	11,943	11,943	11,943
	2 総 費 用 (D)	230,235	216,427	246,055	247,763	245,094	249,703	221,190	215,693	207,421	205,438	211,352	201,729	205,724
	(1) 営 業 費 用	174,948	165,057	198,637	204,311	205,449	213,703	188,599	186,285	180,836	181,191	189,120	181,287	186,970
	ア 職 員 給 与 費	0	0	16,755	16,869	16,984	17,099	17,216	17,333	17,451	17,569	17,689	17,809	17,930
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	174,948	165,057	181,882	187,442	188,465	196,604	171,384	168,953	163,386	163,622	171,431	163,478	169,040
	(2) 営 業 外 費 用	55,287	51,370	47,418	43,452	39,645	36,000	32,591	29,408	26,585	24,247	22,232	20,442	18,754
ア 支 払 利 息	55,287	51,370	47,418	43,452	39,645	36,000	32,591	29,408	26,585	24,247	22,232	20,442	18,754	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	79,127	76,752	65,559	42,328	55,995	39,689	16,421	0	0	0	0	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	300,797	334,475	242,452	279,037	283,187	281,709	279,387	233,208	214,720	204,037	155,016	153,770	154,068
	(1) 地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	300,797	334,475	242,452	279,037	283,187	281,709	279,387	233,208	214,720	204,037	155,016	153,770	154,068
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	300,797	334,475	321,579	355,789	348,746	324,037	335,382	272,897	231,141	204,037	155,016	153,770	154,068
	(1) 建 設 改 良 費	27,899	25,415	6,000	43,535	50,874	48,307	74,732	39,347	37,349	41,000	39,664	47,215	45,826
	ウ ち 職 員 給 与 費	15,419	13,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	272,898	309,060	315,579	312,254	297,872	275,730	260,650	233,550	193,792	163,037	115,352	106,555	108,242
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	△ 79,127	△ 76,752	△ 65,559	△ 42,328	△ 55,995	△ 39,689	△ 16,421	0	0	0	0	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	58,322	55,247	54,134	53,706	53,272	52,914	52,382	51,927	51,378	50,900	50,257	49,684	49,091
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	3,905,941	3,596,881	3,281,302	2,969,048	2,671,176	2,395,446	2,134,796	1,901,246	1,707,454	1,544,417	1,429,065	1,322,510	1,322,510

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
収益的収支分	162,195	151,244	260,199	255,271	242,317	224,008	210,750	189,504	159,517	141,170	149,152	140,101	144,689
うち基準内繰入金	162,195	151,244	260,199	255,271	242,317	224,008	210,750	189,504	159,517	136,318	101,154	93,537	93,411
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,852	47,998	46,564	51,278
資本的収支分	300,797	334,475	242,452	279,037	283,187	281,709	279,387	233,208	214,720	204,037	155,016	153,770	154,068
うち基準内繰入金	8,183	8,352	8,522	8,699	8,878	9,063	9,251	9,441	9,639	9,839	10,043	10,253	10,465
うち基準外繰入金	292,614	326,123	233,930	270,338	274,309	272,646	270,136	223,767	205,081	194,198	144,973	143,517	143,603
合計	462,992	485,719	502,651	534,309	525,504	505,718	490,136	422,712	374,236	345,207	304,168	293,871	298,757

奥多摩町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 東京都奥多摩町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業(浄化槽整備事業)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	供用開始年度:2004年(平成16年) 供用開始後年数:16年 ※2019年度(令和元年度)末時点	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (2024年度(令和6年度)から一部適用予定)
処理区域内人口密度	17.6人/ha ※2019年度(令和元年度)末時点	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(特定環境保全公共下水道事業以外の区域)		
処理場数	処理基数:274基(実稼動254基) ※2019(令和元年度)末時点		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

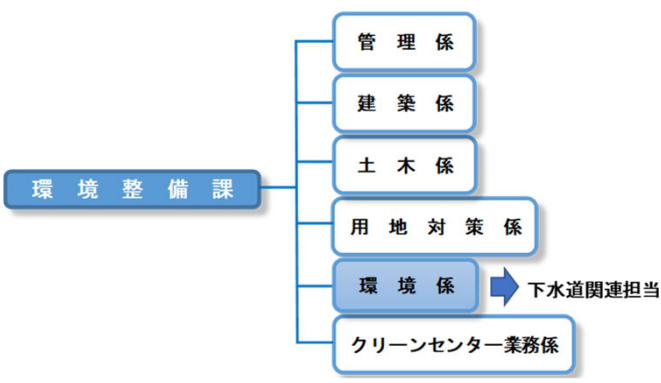
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金と従量料金から構成され、使用料の計算は「基本使用料(9㎡以下)+従量料金(10㎡以上)×消費税相当額」とし算出している。都営水道以外に地域水道を使用している家庭には、世帯人員1人当たり7㎡を排出量に加算している。						
	種類	基本料金		従量料金(1㎡につき)			
		排出量(㎡)	料金(円)	排出量(㎡)	料金(円)		
一般	9以下	無料	10~20	110			
			21~30	140			
			31~50	170			
			51~100	200			
			101~200	230			
			201~500	270			
			501~1000	310			
1001以上	345						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と区別せず、一律の浄化槽使用料体系を採用						
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と区別せず、一律の浄化槽使用料体系を採用						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,306	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,118	円
	平成30年度	1,306	円		平成30年度	1,090	円
	令和元年度	1,331	円		令和元年度	1,135	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	環境整備課環境係は組織改正に伴い、地域整備課下水道係と住民課生活環境係が統合し、令和元年度より新たな係として、下水道関係、簡易給水関係、廃棄物関係及び環境保全関係の4つの分野を担当している。2020年(令和2年)7月時点で4名が在籍しており、以下の体制となっている。
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設の保守点検業務を民間委託している(2019年度(令和元年度)参考)。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>2018年度(平成30年度)経営比較分析表を別添2-3に示し、課題を以下に整理する。</p> <p>■事業の概要 ・進捗率は2018年度(平成30年度)に89.7%であり、計画的に浄化槽整備を実施している。今後も引き続き効率的な事業運営に努める必要がある。</p> <p>■施設の効率性 ・水洗化率は2018年度(平成30年度)に94.3%と類似団体の99.7%と比較して低い水準にあることから、未接続世帯に対する適切なアプローチを図る必要がある。</p> <p>■経営の効率性 ・経営の効率性を示す指標の多くで近隣団体平均及び全国平均より低い水準となる。特に汚水処理原価(資本費)及び経費回収率は低い水準にあることから、資本費の割合が事業規模に対して大きく、また浄化槽の整備に要した経費も使用料収入では賄えていない状況である。今後は汚水処理経費の削減を図り、併せて公営企業の独立採算制の原則に基づき適正な使用料収入を検討する必要がある。</p> <p>■財務状況の健全性 ・近年、新規の地方債は発行していないものの過年度の地方債による償還金が事業規模に対して大きいため、債務の返済が経営を圧迫している。現在、財源の一部を一般会計繰入金より賄っている状況であることから、適正な使用料収入を検討し財政状況の改善を図ることが重要である。</p>

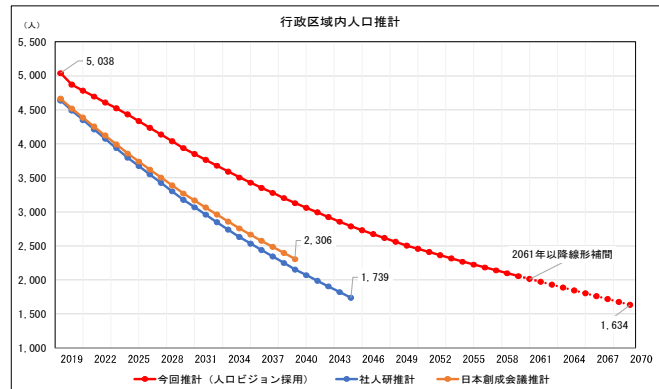
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

■ 行政区域内人口の予測

本経営戦略においては、人口ビジョンの推計値を採用する。

推計の結果、2019年度(令和元年度)に5,038人である行政区域内人口は、2070年度(令和52年度)には1,634人となり、68%減少する見込みである。

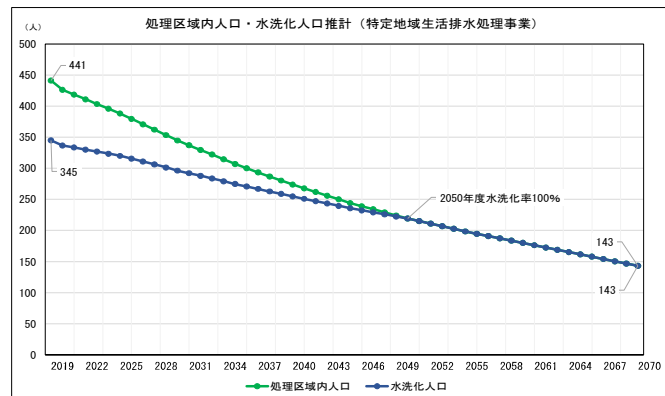


■ 処理区域内人口の見通し

2019年度(令和元年度)時点の実績値(処理区域内人口:441人、水洗化人口345人)を使用し、将来の行政区域内人口の増減を考慮して推計する。

処理区域内人口の増加は考慮しないものとし、下水道普及率(処理区域内人口/行政区域内人口)は2019年度(令和元年度)の8.8%で一定とする。また、水洗化率(水洗化人口/処理区域内人口)は2019年度(令和元年度)の78.2%から、2050年(令和32年度)に100%となることを目標とする。

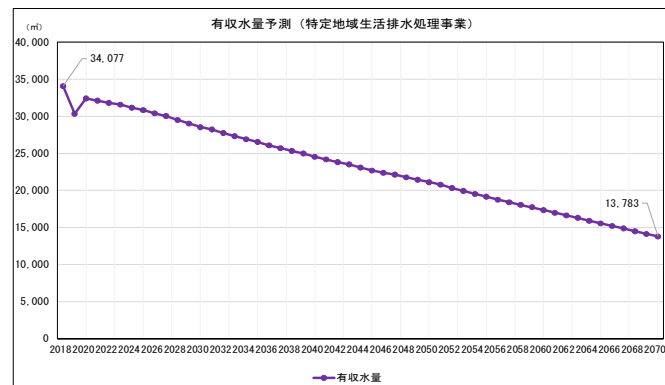
推計の結果、計画最終年度である2070年度(令和52年度)に処理区域内人口及び水洗化人口は143人となる。



(2) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口に一人当たりの使用水量(有収水量原単位)を乗じて算出する。有収水量原単位は2018年度(平成30年度)実績を基に264L/人・日として設定した。2019年度(令和元年度)の最新実績が自然災害により正確に把握できていないため、は2018年度の実績を採用する。

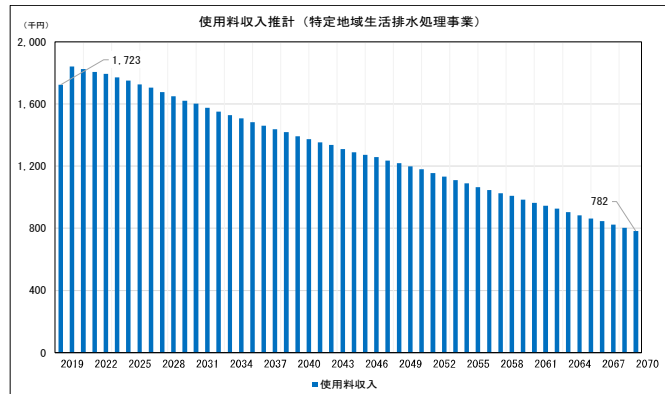
推計の結果、2018年度(平成30年度)に34,077m³である有収水量は、2070年度(令和52年度)には13,783m³となる。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量に使用料単価(1㎡当たりの使用料収入)を乗じて算出する。使用料単価は2019年度(令和元年度)実績を基に56.8円/㎡(税込)として設定した。

推計の結果、人口の減少に伴う有収水量の減少と比例して減少し、計画最終年度である2070年度(令和52年度)には782千円となる。



(4) 施設の見通し

■浄化槽の整備状況

特定地域生活排水処理事業は、2004年度(平成16年度)より事業着手し、町設置型合併処理浄化槽の整備と既設合併浄化槽の町移管を推進している。2019年度(令和元年度)時点で管理基数は274基となり、既設の合併処理浄化槽を町移管とした施設については老朽化が進んでいるため、適切な維持管理及び更新を実施している。

■施設更新の見通し

既設合併浄化槽を町移管とした施設については、本町の特定地域生活排水処理事業が実施される以前に設置したものであるため設置年度が古く、更新時期を迎える施設がある。このため、今後は更新需要の増加が予想されることから定期的な点検及び計画的な更新が必要となる。

(5) 組織の見通し

2020年度(令和2年度)現在、2名で特定環境保全公共下水道事業及び特定地域生活排水処理事業の下水道関連業務を担当している。今後、ストックマネジメント計画(特定環境保全公共下水道事業)に基づく施設の更新、点検・調査計画に基づく保守、及び修繕業務の増加が予想されるため、一定の職員数の確保が必須となる。現状の職員数を確保しながら、民間委託の活用等により業務の効率化を図り、円滑な業務遂行に努める。

3. 経営の基本方針

2015年度(平成27年度)に「第5期奥多摩町長期総合計画」を策定し、同計画で掲げる将来像「人 森 清流 おくたま魅力発信! ~住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しの町 奥多摩~」の実現のため、町民が生涯を健康で安心して暮らせる町づくりを推進している。それを踏まえ、本町の下水道事業においては、町の将来像の実現に向けて下水道事業の施策を着実に推進するため「将来にわたり良好な水環境を提供し、安心して安全な癒しの町をめざす」を基本理念とし、基本方針を、「経営基盤の安定化」、「事業運営の効率化」、「公共用水域の水質保全」、「町民の生活環境の改善」の4つに定め、健全な事業運営に努める。



前段で抽出した課題の解決を図り、将来にわたり持続可能な下水道事業を構築するため、以下の目標を掲げる。

- 経営改善の積極的な推進
- 効率的で現実的な整備計画の策定
- 計画的な施設の更新及び整備
- 公共用水域の水質保全
- 町民のニーズの把握と対応

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	町設置型浄化槽の新規設置については、循環型社会形成推進地域計画に基づき適切に実施する。

2020年度(令和2年度)における浄化槽設置工事実績見込みが実状に近く同程度の水準が今後も続くものとし、2020年度(令和2年度)の実績値10.136百万円を一定として将来の建設改良費とする

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	・独立採算制を前提として、必要経費については可能な限り料金収入で賄う。 ・住民に過度の負担を強いることのない計画とする。

今後の特定地域生活排水処理事業においては、水需要の減少に伴う使用料収入の減少や更新費用の増加等により、経営を取り巻く環境は厳しさを増し、財政への悪影響が懸念される。
短期及び中長期の視点で健全な経営を継続していくためには、適切な投資・財政計画の基で事業を行っていく必要があり、財政シミュレーションにより、収益的収支及び資本的収支について将来を見通し、財政的な健全性を確保できるか検討する。

■基本条件

- ・財政シミュレーションは、計画期間中(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))において前項で設定した投資計画に対する財源として、料金収入、地方債、一般会計からの繰入れの水準を検討する。必要に応じて料金改定も視野に入れた検討を行う。
- ・料金改定を実施する場合は改定後、最低5年間(改定年度含む)は改定しないとする(「下水道使用料算定の基本的考え方」(2016年度版(平成29年)3月公益社団法人日本下水道協会)では、『使用料算定期間は一般的に3年から5年程度に設定することが適当である』とされている)。
- ・料金改定を実施する場合は2022年度(令和4年度)以降とする。

■財源について

- ・浄化槽使用料は、有収水量に使用料単価を乗じて算定する。使用料単価の基準は2019年度(令和元年度)決算実績の56.76円/㎡とし、料金改定を行う場合は使用料単価に改定率を乗じて算定する。
- ・他会計繰入金は、基準内繰入金は「高度処理費」、「分流式下水道に要する経費」を各項目ごとに算定する。基準外繰入金は検討ケースに応じて計上する。
- ・他会計補助金は、基準外繰入金は検討ケースに応じて個別に検討する。
- ・国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金実施計画に基づき計上する。
- ・都道府県補助金は、浄化槽市町村整備推進事業算定要綱に基づき計上する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■収益的収支

- ・その他営業費用は、主に「委託料」、「需要費」であるため必要に応じて最新実績及び直近3年間(平成29年度～令和元年度)の実績に物価上昇率を乗じて算定する。
- ・支払利息(既存分)は、地方債償還予定に基づき計上する。
- ・支払利息(新規分)は、地方債起債額(新規分)に基づき算定する。新規で起債する地方債の償還方法は、元利均等、償還年数30年(据置期間5年)とし、年利率は近年の財務省財政融資資金の貸付金利実績より0.55%(2015年度(平成27年度)から2020年度(令和2年度)平均値)とする。

■資本的収支

- ・地方債は、建設改良費に対する財源として、検討ケースごとに起債額を検討する。
- ・建設改良費は、2020年度(令和2年度)の実績見込みを基に一定とする。
- ・地方債償還元金(既存分)は、償還予定に基づき計上する。
- ・地方債償還元金(新規分)は、地方債(新規分)起債額に基づき算定する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で投資に係る民間活力の活用はしていないものの、改築や更新に要する費用は増加が見込まれることから、今後は、最新知見や他自治体の事例等の情報を収集するとともに、設計・施工一括発注方式等、民間との新たな契約形態について検討し、より効率的な事業運営の可能性について検討する。
その他の取組	未普及地域の解消及び水洗化率向上と併せて維持管理費の削減等の経営努力を継続する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	2024年度(令和6年度)に予定している公営企業会計への移行に伴い、減価償却費等を明らかにし、より詳細に経営の実態を把握する。その時点で再度将来の財政シミュレーションを実施し、料金見直しの必要性の有無を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で資産活用による収入増加を見込んでいるものはない。同規模自治体等での実施事例等にも注視し、採算性のある資産活用方法を検討する。
その他の取組	将来の定住人口増加を促進するため、若者世代への定住支援等を積極的に行い、人口減少に伴う様々な課題に対し解決に向けた取組を実施している。また、未普及地区の解消、水洗化率の向上及び既設合併浄化槽の町移管を推進し、自己財源の確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	多方から委託によるメリット・デメリットを検証し適正かつ効率的な管理運営に努める。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	計画的に保守点検を実施し、単年度に突発的な費用が生じないよう努める。
委託費に関する事項	委託業務内容を精査し、経費削減に努める。
その他の取組	2024年度(令和6年度)に公営企業会計への移行を予定しており、事業の経営状況や財政状況をより明確にし、経営基盤の強化及び効率的な事業運営に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	2024年度(令和6年度)に予定している公営企業会計への移行後、減価償却費等が明らかになり、より詳細に経営実態の把握が可能となる。その時点で再度本経営戦略の見直しを実施する。 また、本経営戦略で把握できていない将来値設定条件に関する繰入金算出根拠等の詳細項目については、今後情報の蓄積に努め、より精度の高いものとする。 見直しに当たっては、計画と実績の乖離及びその原因を分析するとともにPDCAサイクル(計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→見直し(Action))を活用し事業全体の方針について検討する。
---------------------	--

経営比較分析表（平成30年度決算）

別添2-3

東京都 奥多摩町

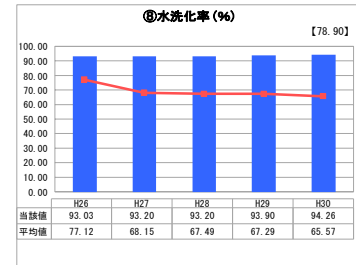
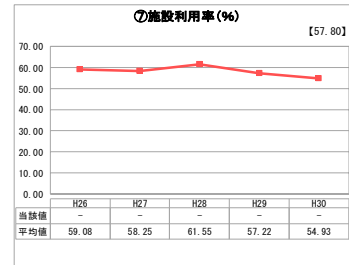
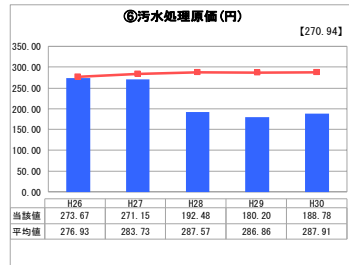
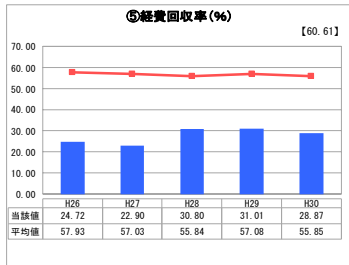
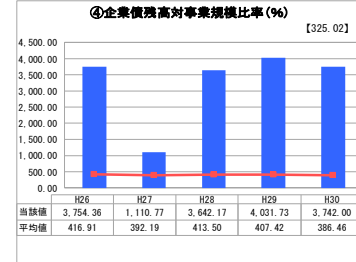
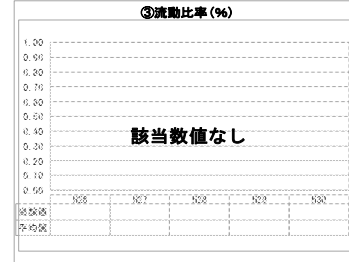
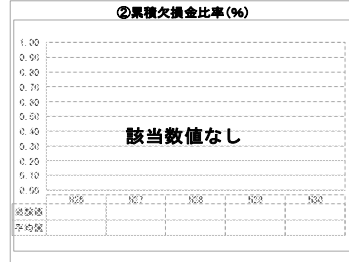
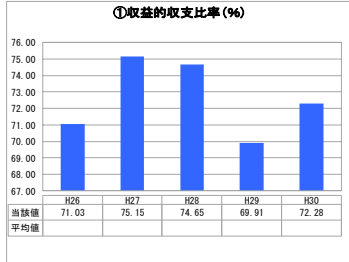
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり重産料金(円)
-	該当数値なし	5.76	100.00	1,306

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,179	225.53	22.96
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
296	0.25	1,184.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

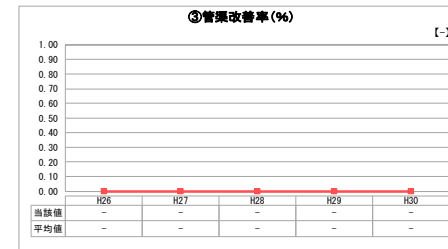
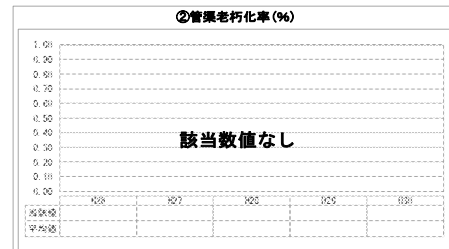
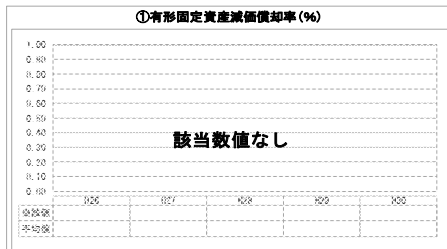
1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率の上昇については、主な要因として補助金や一般会計繰入金の増額に伴い総収益が増加したことが主な要因である。
 ④企業債務高対事業規模比率については、すでに新たな企業債の借入れを行っていないこと、一般会計からの繰入金の依存率が高いことなどが要因となり、おおよそ現状の比率で推移していくことが予想される。
 ⑤経費回収率については、収支に大きな変化がないことから前年度と同様の水準を維持している。
 ⑥汚水処理原価については、維持管理方法等に大きな変化がないことから前年度と同様の数値で推移している。
 ⑧水洗化率については、今後も殆ど横ばいの状態で推移すると想定されるが、下水道事業と同様に、適切なアプローチと問題点を整理し、更なる向上を図る。

2. 老朽化の状況について

該当なし。

2. 老朽化の状況



全体総括

当町の浄化槽区域は下水道区域外の生活排水対策として位置付けており、下水道区域と同様に水洗化を進めている。しかし、浄化槽区域内の世帯の多くは、高齢者あるいは単身者であり、人口の減少も顕著である。また、立地条件の厳しい地域であるため、下水道事業の推進と比較しても整備についての課題が多い。このことから、事業の実施については、様々な観点から検討を重ね、適切に事業を展開していく必要がある。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
区 分													
収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,857	1,723	1,840	1,823	1,806	1,793	1,769	1,750	1,726	1,705	1,675	1,648	1,620
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	69,439	62,918	57,544	53,379	49,658	46,067	43,042	39,952	36,797	33,574	30,283	26,922	26,922

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
区 分													
収益的収支分	16,118	16,821	17,001	16,983	16,979	16,974	16,982	16,987	16,996	17,001	17,013	17,021	17,029
うち基準内繰入金	12,811	11,762	10,755	9,687	9,266	9,127	8,621	8,651	8,652	8,683	8,716	8,720	8,755
うち基準外繰入金	3,307	5,059	6,246	7,296	7,713	7,847	8,361	8,336	8,344	8,318	8,297	8,301	8,275
資本的収支分	14,247	10,609	14,664	13,514	13,070	12,940	12,374	12,439	12,504	12,572	12,640	12,710	12,782
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	14,247	10,609	14,664	13,514	13,070	12,940	12,374	12,439	12,504	12,572	12,640	12,710	12,782
合 計	30,365	27,430	31,665	30,497	30,049	29,914	29,356	29,426	29,500	29,573	29,653	29,731	29,811